

社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会 一般事業主行動計画

すべての職員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように、社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会 一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日 から 平成33年3月31日 までの3年間

2. 内 容

目標1：職員に対する産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児短時間勤務、育児中の社会保険料免除など、制度の周知と利用促進を図る。

<対策> ・平成30年4月～ 新任職員への就業規則等の周知
・平成30年4月～ 社内掲示板等での制度の周知と利用の促進

目標2：毎週水曜日にノー残業デーを実施する。また、夏季（6月～10月）の毎週金曜日にノー残業デーを実施する。

<対策> ・平成30年4月～ 該当日の朝礼時でのノー残業デー周知を徹底する。
・平成30年5月～ 前年度の所定外労働時間を把握し、グループ会議等で時間外勤務の考え方を見直す（職員間の共有を図る）。

目標3：年次有給休暇の取得率を50%以上とするとともに、リフレッシュ休暇の取得を徹底する。〔継続〕

<対策> ・平成30年5月～ 前年度年次有給休暇の取得状況を把握
・平成30年5月～ 幹部会議、グループ会議等にて定期的に年次有給休暇の取得について実態を把握する。

目標4： ・衛生労働環境の整備と年間安全衛生目標スローガンの制定及び唱和
・ストレスチェックの実施

<対策> ・平成30年4月～ 衛生委員会の開催（毎月）及び研修会等の実施。
・平成30年4月～ 週初めに、『年間安全衛生スローガン』の全職員による唱和